

230915 第9回基本政策部会提出意見

北海道大学 松本伊智朗

第8回部会での議論をうけた修正案の取りまとめについて、座長、座長代理、事務局のご尽力に感謝する。以下、中間整理案（以下修正版を指す）および今後の進め方について、意見を述べる。

1 中間整理案の修正について

以下7点について、修正意見を述べる。(1)～(5)は第8回部会での提出意見からの再掲である（一部文言を修正）。(7)は特に議論を必要としない。とりまとめの際に確認、検討されたい。

(1)「こども施策に関する基本的な方針」に「子育て支援」の項目を追加する。

基本的な施策に「子育て家族への支援」が追加されることに鑑み、子育て支援に関する項目を基本的な方針に追加してはどうか。その際の基本的な方針は、子育てを担うことによって生ずる不利・困難を防止する、としてはどうか。

(2)「健康を守る」ことを、施策の重要な課題と位置付けて書き込む。

場所としては、上記提案の「子育て支援」の項目。加えて中間整理案27頁の「子育て当事者への支援に関する重要事項」に項目を起こす。子育てと生活を維持するなかで、子育て当事者に過度の負担が生じ、心身の健康を害する可能性が高まることをふせぐことは、施策の重要課題である。また関連して、子育て当事者の「休息・自己ケアの時間」を確保する必要性についても言及すべき。

(3) ライフステージに縦断的な重要事項に、「子どもの権利擁護の促進」を項目として入れ、子どもの権利擁護に関する第三者機関の設置の検討を書き込む。

中間整理案「権利主体であることの周知徹底」の言及にとどまり、実際の権利擁護の促進について総括的に言及する必要がある。また第三者機関の設置は、子どもの権利の制度的保障の重要な事項であり、国連子どもの権利委員会における一般的意見2号においても、子どもの権利条約第4条に関連して述べられている。中間整理案では地方自治体レベルの相談救済機関の実態把握、周知が追加されており、この点を歓迎するが、国レベルの検討が必要であると考ええる。

(4) ライフステージ別の重要事項の「学童期・思春期」に、アルバイトを含む「就労しているこども」の権利保障について明記する。

この点は「こども」政策の範疇から漏れやすいが、アルバイト就労で生計補助をしているこどもが存在すること、それらのこどもは、労働者としての権利が侵害されている場合がありうること、学校での学習や諸活動の機会が制限されていること、家族の生活基盤がぜい弱である場合が多いと想定されることから、特に支援が必要であると考えられる。

(5) ライフステージ別の重要事項の「青年期」に、以下を追記する。

1) 「居住の確保、安定」を項目として入れる。居住の安定は重要な生活基盤である。特に社会的養護下にあったこども・若者、特に困難な状況にあるこども・若者について、居住の確保はその後の支援の前提となる。

2) DV問題（親密圏における暴力）への対応を項目として入れる。これは青年期における被害を防止するという点と共に、DV被害をうけた親子（多くは母子）の生活支援の観点の双方を含む。DV問題との連動は、今般の「困難な問題を抱える女性への支援」に関する法制度の整備を踏まえると、こども・若者政策の重要な課題となる。

3) 「特に困難を経験している若年女性への支援」を項目として入れる。この問題はこれまで「児童福祉」と「婦人保護」の狭間に置かれ、政策的・実践的対応が後手に回ってきた経過がある。若年女性の、性的被害を含む被害にあいやすさを考慮すると、特に項目として明記し、政策と実践の展開を促進する必要がある。上記同様、この間の女性支援に関する法制度の整備の進捗を勘案すると、重要な政策課題である。

(6) 中間整理案 P22 下段、「公教育の再生」の表現を見直す。

「再生」という用語には、現在あるものが機能していないという意味が含まれる。公教育は現時点でも重要な役割を果たしていると認識しているので、むしろ「充実」等の表現が良いのではないかと。また「公正」という用語を使用して、充実を図る際の軸を明確にすることも検討されるべき。これらの点は、これまでの部会ですでに委員から指摘されているが、その指摘に賛同する。例えば小見出しのタイトルを「公教育の質をより高め、公正の実現を図る」とすることはどうか。

(7) その他

1) P36 の注 18 の記載は削除もれではないか。P44 では削除されている。

2) P43 注 9 の「非認知能力」という用語は、別の用語に置き換えるほうが良いのではないかと。今日一般的には、学校における「学業達成」で示される能力を「認知能力」、それ以外の能力を「非認知能力」とするようである。ただ一般的に人間の理解や行為、能力は広く「認知」に裏付けられているという立場に立てば、この区分は誤解を招く。例えば、「非認知能力」の具体例としてよく出される「コミュニケーション能力」にしても、相手の発する情報を文脈に位置付けて理解するという「認知」に裏付けられており、「非認知能力」とすることは議論の余地があると考えている。これは「認知」という概

念をどのように理解するかという点と関わるが、少なくとも今日の「認知」研究の主流は、認知を「学業」に限定する概念としていないのではないか。

2 今後の進め方について

(1) 中間整理案全体について

中間整理案について、これまでの議論の多くを反映させる方向でとりまとめが行われていると認識しており、この点のご尽力について感謝する。8月末に中間整理案が示され、全体を俯瞰して議論ができる環境が整ったと判断している。また、部会全体の議論を通して、「こどもの権利」を基盤として施策が構想されるべきであるという方向が合意されてきたように感じており、この点を歓迎する。ただし、現時点では以下を懸念している。

- ① 全体を通して見たときに、以前の三大綱の一つである「子どもの貧困」に関する記載が不足している印象がある。ひとり親施策の記載も大変短い。この点が、自治体における関係施策の後退を招く可能性を危惧する。
- ② こどもの権利の観点が冒頭に入ったことを受け、大綱の各項目の記載に、こどもの権利の観点からこれらがなされることの重要性和意味をより強く記載することが必要であるように感じる。これも全体を通して見たときに、改めて見えてきた点である。
- ③ 関係する個別施策、数値目標について、大綱には入れ込まずに「付録」とし、部会での議論の枠外においたことで、結局こども大綱ができて何がどう変わっていくのか、具体的なイメージが作りにくい。また自治体での施策、計画との関係が見えづらく、①でのべた危惧がこの点からもある。
- ④ 事務局の進行管理のご苦勞とご尽力は理解しているものの、議論の時間が不足していると感じている。8月までの段階では、(異論を残しながらも)中間整理案の提示を優先させ、それをもとに議論をするという進め方が提示されていたと理解しているが、9月の2回の部会で委員同士の意見交換を含む十分な議論が保障できるか、時間設定を含めて懸念している。

(2) 今後の進め方について

上記は松本の懸念であるが、加えて他の委員もいくつかの懸念、残した論点をお持ちであろうと推察する。こうした懸念や論点の存在を前提に、今後の進め方について以下意見を述べる。

1) 10月のバブコメ、意見聴取等について

10月14日、15日に予定されている意見聴取の進め方について、早急に提示すること。

また意見聴取、ヒアリング、パブコメで出た意見がどのように次の部会での議論に反映されるか、その枠組みを提示すること。部会で意見がだされた「関係団体からのヒアリング」について、これ行わないという方向が示されたことを受けて（この方向には異論があるが）、各団体からの意見書等の提出を積極的に求め、それを部会資料として原則公開とすること。

2) 各部会からの意見の反映について

9月末の審議会において、各部会からの議論のとりまとめが提示され、中間整理に反映されると理解している。この各部会からの意見を整理し、反映されたもの、反映されないが論点として残るものを確認し、審議会、各部会で共有すること。前述のパブコメ、意見聴取等についても、同様に整理すること。

3) 答申後の議論について

残された論点、より議論が必要である論点について、議論を継続する枠組みが公開され、共有されていることが重要であると考え。本大綱は日本のこども施策の歴史の上ではじめてのものであり、「走りながら考え、より良いものにしていく」必要があると考える。中間整理案の中でも、実施状況、評価、改善、数値目標や指標の充実等についてこども家庭審議会の役割が記載されているが（P36）、これを適切に実施していくために、残った論点の確認と共有、上述2-(1)-③にのべた「付録（関係する個別施策と数値目標）」に関する議論を各部会等で継続する必要がある。またそのためにも、自治体および関係民間団体との連携、意見交換の場を継続的に設定する必要がある。こうした答申後の議論の枠組みについて、より具体的に提示し、大綱に掲載する必要があるのではないかと。

以上